

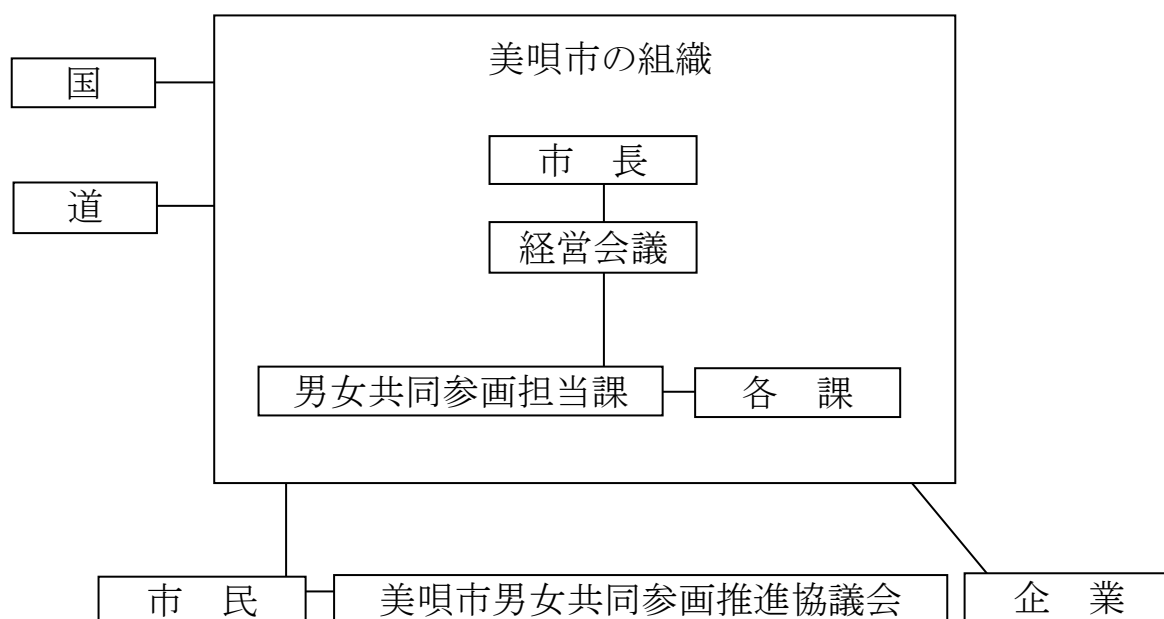
第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画の様々な施策を総合的に推進するため、全庁的な連携体制のもと、市の職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って、計画の推進に努めます。

また、男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで実現できるものではありません。このため、市民や事業者、関係団体等との連携・協力を図りながら、地域が一体となった取組を進めます。

◎計画推進体制のイメージ



2 計画の推進管理

この計画を着実に推進するため、事業の進捗管理及び施策の効果的な推進を図るとともに、その結果を市ホームページなどにより公表し、情報共有を図ります。